平成２７年（フ）第９号
山口県下関市秋根南町２丁目６番23―107号第２秋野ビル
債務者　高橋　靖治
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
愛媛県伊予郡松前町大字西高柳255番地１ライフタウン南海405号室
債務者　池本　隆義
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５８号
北九州市門司区大里東２丁目７番11―402号
債務者　中西　砂里
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３３９号
佐賀市今宿町６番１号　コーポ悠102
債務者　平川真一郎
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４号
大分市金池町２丁目７－３　金池マンション301、住民票上の住所大分県由布市挾間町挾間744番地５
債務者　秦　真理子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４４号
大分市大字猪野1123番地
債務者　野上　董盛
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４５号
大分市大字猪野1123番地
債務者　野上フサ子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８２号
岐阜県可児市土田2026番地１　メゾン第一宝２Ａ、前住所岐阜県可児市瀬田756番地
債務者　原　　清美
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第１３号
三重県四日市市小杉町1625番地10　服部借家・ホ１
債務者　近藤　　勉
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
三重県四日市市笹川８丁目45番地１　公団13―105、旧住所三重県四日市市八王子町1317番地45
債務者　川北タカシこと　ＫＡＷＡＫＩＴＡ　ＬＵＩＺ　ＥＤＵＡＲＤＯ　ＴＡＫＡＳＨＩ
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
三重県四日市市小牧町2703番地１　グリーンハイツ103、前住所大阪市西区九条南１丁目４番21号
債務者　川南　献嗣
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
三重県四日市市坂部台１丁目２番地１　花鳥風月　風―Ｃ
債務者　坂元　浩次
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
京都市下京区下松屋町通松原下る上長福寺町221番地　ライオンズマンション五条大宮第２　701号室
債務者　小林　貴志
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３７号
京都府宇治市五ケ庄平野56番地の20　久安荘204号
債務者　山下　健次
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３８号
京都府宇治市五ケ庄平野56番地の20　久安荘204号
債務者　山﨑南洋子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４３号
京都市伏見区桃山井伊掃部西町23番地７　102号
債務者　大西　信男
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係